

法令解説

公開買付制度・大量保有報告制度の見直しに係る政令・内閣府令改正等の解説

金融庁企画市場局企業開示課

課長補佐

新谷亜紀子

金融庁企画市場局企業開示課

課長補佐

金子慧史

前金融庁企画市場局企業開示課

専門官

上久保知優

金融庁企画市場局企業開示課

専門官

福田輝人

1 はじめに

金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告（以下「WG報告」という）を踏まえた公開買付制度・大量保有報告制度の改正を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が、2024年5月22日に公布された。その後、法改正及びWG報告を踏まえ、公開買付制度・大量保有報告制度の見直しに係る関係政府令等の改正等（以下「本改正」という）が2025年7月4日に公布・公表された。

本稿では、本改正の主な内容について解説する。以下では、金融商品取引法を「法」又は「改正法」、金融商品取引法施行令を「令」又は「改正令」、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令を「改正他社株府令」、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令を「改正大量保有府令」といい、条文番号は、特に断りのない限り、改正後の規定を指す。

なお、本稿において意見にわたる部分は、いずれも筆者らの個人的見解である。

2 公開買付制度

(1) 公開買付制度の対象となる取引範囲の見直し

① 適用除外買付け等の見直し

一定の種類の株券等の買付け等は、公開買付規制の適用除外とされている（適用除外買付け等）。本改正では、新たに2つの類型を適用除外買付け等に追加する等の改正を行った。

ア 金融商品取引業者による顧客からの買付け等

まず、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者等が行う株券等の買付け等であって、「株券等の売付け等……の取次ぎに準ずる行為として内閣府令で定める行為」のために行うものを適用除外買付け等に追加した（改正令第7条第1項第1号）。

「株券等の売付け等……の取次ぎに準ずる行為として内閣府令で定める行為」は改正他社株府令第2条の2の3各号に規定されてお